

避難行動要支援者支援制度に関する説明事項

- ☐ 茅ヶ崎市では、地域の方々や関係団体と協力・連携し、「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。
- ☐ 「避難行動要支援者支援制度」とは、災害時に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者といいます）について、避難支援や安否確認等の支援の輪を広げ、減災に繋げることを目的とした制度です。
- ☐ この制度では、2つの取組を運用しています。
- ☐ ひとつ目は、「避難行動要支援者名簿」の作成・提供についてです。
- ☐ 「避難行動要支援者名簿」は、避難行動要支援者本人の氏名、住所、生年月日などの基本情報と本人から取得した配慮事項等の詳細情報を一覧化した名簿です。
- ☐ この名簿は、市が作成し、避難行動要支援者本人（又は代理人）から同意を得たうえで、平常時から避難支援等関係者に提供し、避難支援体制づくりに活用しています。（関係者への名簿の提供は年2回（原則8月・2月）行っています）
- ☐ ふたつ目は、「個別避難計画」の作成・提供についてです。
- ☐ 「個別避難計画」とは、避難行動要支援者（あなた）が、災害時に可能な限り周囲からの支援を受けながら、避難を開始し、自らの命を守るための計画です。
- ☐ 「個別避難計画」の作成にあたっては、作成に必要な範囲で、避難支援等に協力する方やその他の関係者に、あなたの現況や情報を伝える場合があります。
- ☐ 「個別避難計画」は、災害時にどのような避難行動をとれば良いのか、ということについて、ご本人やご家族等が自ら確認し、それを記録しておくものです。実際に災害が起きた又は起きそうな場合には、作成した計画を参考にして、可能な限り周囲から支援をもらいながら、避難を開始してください。
- ☐ 「個別避難計画」の作成後は、避難行動要支援者本人（又は代理人）から同意を得たうえで、平常時から個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供します。
- ☐ 最後に、本制度において運用する2つの取組は、災害時の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等関係者や避難支援等協力者などの関係者が法的な責任や義務を負うものではありませんので、あらかじめご了解ください。